

昨年10月の「鉄道の計画運休に関する検討会議」での中間取りまとめの際に、引き続き検討することとされていた、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②計画運休の際の振替輸送のあり方、③地方自治体への情報提供の仕方等について、以下のとおり取りまとめを行った。

①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法



- ・利用者等に対して前広に多様な手段及び多言語で情報提供を行う。
- ・計画運休の可能性についての前広な情報提供を実施するとともに、計画運休を実施する場合や運転再開時には、利用者等が適切な行動を選択できるような限り、具体的な情報提供を適切なタイミングで行う。

②計画運休の際の振替輸送のあり方



- ・振替輸送実施の有無については、輸送力等の様々な事情を踏まえて決定されるもの。
- ・実施する場合、実施しない場合のいずれにおいても情報提供を行う。

③地方自治体への情報提供の仕方等



- ・平素から沿線の地方自治体との間で情報提供・連絡体制を確立するよう努める。

④情報提供タイムラインの作成



- ・①～③を踏まえて、国土交通省において作成したモデルケースを参考に各鉄道事業者において情報提供タイムラインをあらかじめ作成しておく。